

船舶事故調査報告書

平成23年2月10日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年5月23日 08時02分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港 開発局苫小牧港東島防波堤西灯台から真方位 335° 0.1海里（M）付近 （概位 北緯42° 36.8′ 東経141° 37.0′）
事故調査の経過	平成22年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油送船 ^{かいこう} 海光丸、2,973トン 132887、昭和マリタイム株式会社（船舶借入人） 98.12m（Lr）×15.38m×7.50m、鋼 ディーゼル機関、2,942kW、平成6年8月 B 漁船 第二十八 ^{せいりょう} 盛漁丸、9.7トン HK2-20504（漁船登録番号）、個人所有 14.33m（Lr）×3.87m×1.27m、FRP ディーゼル機関、120（漁船法馬力数）、昭和61年9月25日
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 52歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和53年5月26日 免状交付年月日 平成20年10月31日 免状有効期間満了日 平成25年11月3日 B 船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月25日 免許証交付日 平成21年10月5日 （平成27年2月28日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央部から後部にかけての外板に擦過傷 B 左舷船首外板破損及びハンドレール曲損
事故の経過	A船は、船長Aほか10人が乗り組み、着岸に備え、船長が操船指揮をとり、三等航海士が操舵に、一等機関士が主機遠隔操縦盤の操作にそれぞれ当たり、平成22年5月23日07時00分ごろ、苫小牧港西港第4区の錨地を発した。 船長Aは、07時56分ごろ、開発局苫小牧港東島防波堤西灯台（以下「西灯台」という。）から174°（真方位、以下同じ。）0.8M付近

	<p>を航行中、双眼鏡により苫小牧港西防波堤（以下「西防波堤」という。）の港内側に出航するB船を認めた。</p> <p>船長Aは、その後、西防波堤南東端と同東防波堤南西端間の港口（以下「本件港口」という。）に向けて針路を約030°に転じた頃、A船の進路と交差する態勢のB船に対して短音5回の汽笛信号を行った。</p> <p>船長Aは、B船が右転し、A船と約150m隔てて左舷対左舷で通過する態勢となったことから、同じ針路及び約9.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で入航中、約150mに接近したB船が突然A船に向けて左転したため、短音を連続して鳴らす汽笛信号を行った。</p> <p>B船は、船長Bほか4人が乗り組み、07時55分ごろ、苫小牧港西港第2区にある漁港区を出航した。</p> <p>船長Bは、操舵室左舷側にある椅子に腰掛けて単独で操船に当たり、約12knの速力及び自動操舵で西防波堤南東端沖に向けて南進し、同南東端付近に至ったとき、肉眼及びレーダーで船首方に入航する態勢のA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船の左舷側を通過したのち、予定の漁場に向けて針路を転じることとし、針路を約200°としたが、その後A船の存在を失念し、東島防波堤南西端近くを航行するつもりで同南西端付近に注意を向けながら約170°の針路に転じたところ、A船の行った汽笛信号で至近に迫っているA船に気付き、手動操舵に切り換えて右舵一杯とした。</p> <p>両船は、08時02分ごろ、西灯台から335°0.1M付近において、A船の左舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>衝突後、A船は錨泊地点に、B船は出航地にそれぞれ自力で戻った。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本事故当時、苫小牧信号所による航行管制信号は「入航」で、A船は航行管制対象の、B船は航行管制対象外の船舶であった。</p> <p>船長Aは、B船が近距離からA船に向けて左転したことから、衝突を避けるための動作をとる余裕がなかった。</p> <p>船長Bは、僚船がB船よりも早く出航していたため、焦りを感じながら操船していた。</p> <p>衝突時、B船の乗組員は船尾の船員室にいた。</p> <p>船長Bは、約170°に左転する際、東島防波堤南西端付近に注意を向けていた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は入航中、B船は出航中、本件港口付近において、両船が約150m隔てて通過する態勢で接近していたところ、船長BがA船の存在を失念し、A船の近距離からA船に向けて左転したため、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船と約150m隔てて通過する態勢であったことから、減速等の措置を講じなかったものと考えられる。</p>

		<p>船長Bは、A船が行った汽笛信号で至近に迫っているA船に気付いたことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、左舷前方の東島防波堤南西端付近に注意を向けて適切な見張りを行っていなかったため、A船の存在を失念し、A船の近距離からA船に向けて左転したものと考えられる。</p> <p>B船より僚船が早く出航していたことから、船長Bが焦りを感じていたことは、A船の存在を失念することに関与した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、苫小牧港西港において、A船が入航中、B船が出航中、船長Bが、適切な見張りを行っていなかったため、A船の近距離からA船に向けて左転し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	